

ふくい

気をつけよう！
見守ろう！

の消費生活

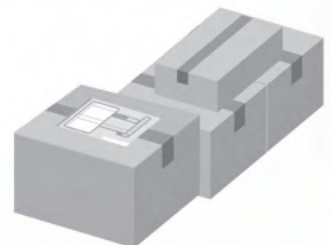
高齢者等の消費者トラブル
見守りのポイント

高齢者の消費者トラブルの中には、高齢者の不安をおおったり、判断能力の低下につけ込んで、不要で高額なものを売りつける悪質商法に関するもののほか、架空請求、還付金詐欺などの特殊詐欺に関するものなどがあります。また、障がいのある方や外国人のほか、若者も、知識や経験の不足に付け込まれやすく、注意が必要です。

このようなトラブルや被害を防止するためには、配慮が必要な消費者の場合は、本人が気をつけるだけでなく、周囲の人が気をつけてあげることも重要になってきます。

以下のような様子が見られたら、消費者トラブルに巻き込まれている可能性があります。消費生活センターへの相談を勧めてください。

- ☑ 宅配便や郵便物が頻繁に届いている
- ☑ 見知らぬ業者がよく出入りしている
- ☑ 不自然な工事を繰り返している
- ☑ お金に困っている様子が見られる
- ☑ 見慣れない商品や名刺、パンフレットがある
- ☑ 開けていない段ボール箱がある
- ☑ 同じような商品が必要以上にある



目次

- 気をつけてほしい消費者トラブル事例 2・3
- ご注意ください！日常生活での高齢者の転倒・転落 4・5
- その商品、本当にコロナ予防に有効？／エシカル消費ってなに？ 6
- 在宅学習で消費者力UP！受講者大募集！ 7
- 専門家による消費生活相談会／消費生活センターのご案内 8

気をつけてほしい消費者トラブル事例

◆通信販売トラブル(定期購入が条件)

事例

※「初回無料」「お試し価格」を見て1回だけのつもりで注文したら、2回目の商品が届き、何回か継続して購入することが条件であることが分かった。2回目以降は高額な代金を請求された。
※いつでも解約可能と書いてありながら、実際には解約の申出期間等の条件がある。または電話をしてもつながらない。

アドバイス

- ◆通信販売にはクーリング・オフ制度は適用されません。
- ◆申し込む際には、「定期購入」が条件となっていないか、解約・返品できるかなど契約内容をしっかり確認しましょう。



◆送り付け商法

事例

※注文した覚えのない商品が突然自宅に送られてきて、中には請求書が入っていた。

アドバイス

- ◆一方的に送られてきたものであれば、売買契約は成立していないため、支払いをする必要はありません。事業者にも連絡する必要はありません。
- ◆事業者の申し出による商品の引き取りに応じる必要はありません。
- ◆法律の改正により、令和3年7月6日以降は、一方的に送り付けられた品物を直ちに処分できるようになりました。
- ◆家族や知人から送られたものではないか、また自分が申し込んだことを忘れていないかよく確認しましょう。



◆利殖商法

事例

※「必ずもうかるから投資しないか。月〇%の配当金がもらえる」と勧誘され、百万円を預けた。始めのうちはもらった配当がなくなり、預けたお金を返してもらおうと連絡しても、つながらない。
※過去に被害に遭った人が、「損失を取り戻してあげる」と勧誘され、様々な名目で金銭を支払われる二次被害に遭った。

アドバイス

- ◆リスクなしに「もうかる話」はありません。話を聞いて、リスクや利益の出る仕組みが理解できない場合は、契約しないようにしましょう。
- ◆過去に取引経験がある場合、「損失を取り戻したい」という気持ちにつけこまれるおそれがあるので、特に注意してください。



◆還付金詐欺

事例

※役所の職員をかたり、「介護保険（または税金）の還付金がある。ATMで手続きができる。」等と言ってATMへ誘導される。携帯電話で指示してくれると言うので、言われたとおりにATMを操作したら、自分の口座から他の口座へお金を振り込ませられ、お金をだまし取られた。



アドバイス

- ◆「お金が戻ってくるのでATMへ」というのは還付金詐欺の典型的な手口です。公的な機関がATMの操作を指示することはありません。
- ◆何も答えずにいったん電話を切り、相手方が名乗った行政機関（市役所等）に確認を。

固定電話に 迷惑電話対策をしていますか？



特殊詐欺被害のほとんどは、固定電話への電話がきっかけです。固定電話に対策をして、悪質業者や詐欺犯と話をしないようにしましょう。

●留守番電話機能の活用

悪質業者や詐欺犯は録音されるのを嫌います。

ただいま防犯対策のため、留守番設定にしています。折り返しご連絡しますのでお名前とご用件をお願いします。

●発信者の番号表示機能の利用

電話に出る前に誰からの電話か確認できます。

防犯対策のため、通話内容を録音します。

●迷惑電話対策機能の利用

※着信音が鳴る前に「通話内容を録音します」と警告

※着信拒否した番号からの電話は呼び出し音が鳴らないなど

★今お使いの電話に追加で取り付けられる装置もあります



自分で機能の設定をすることが難しい場合は、ご家族や周囲の方がサポートしましょう。

ご注意ください！日常生活での高齢者の転倒・転落

いつも生活している自宅内であっても、ちょっとした油断や慣れにより、思わぬけがや事故につながる場合があります。特に高齢者は注意が必要です。

気をつけるポイント

生活環境を見直しましょう

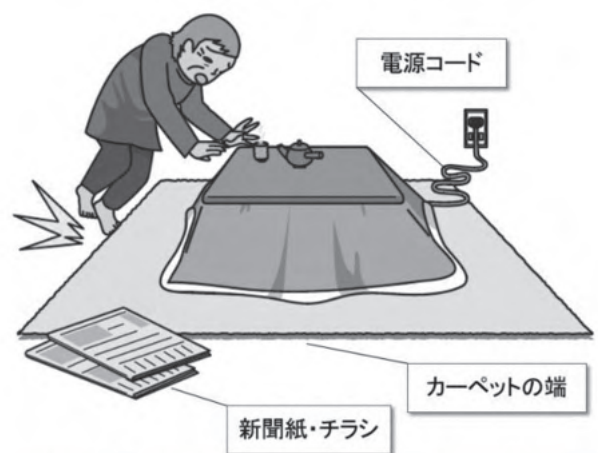
転倒を防ぐために

- 電源コードは壁面に沿わせて固定し、人が通る動線上に引かない。
- 床に新聞・雑誌など物を置かない。
- 引っかかりやすいカーペットやこたつ布団は使わない。
- カーペットやじゅうたんの端は浮かないよう留めておく。また、滑り止めをする。
- 浴室や玄関には手すりをつける。



出典：「みんなで防ごう高齢者の事故！」（消費者庁）

リビングでの転倒の原因



出典：「みんなで防ごう高齢者の事故！」（消費者庁）

転落を防ぐために

- 階段を上り下りするときは、すべりやすい靴下やスリッパをはかない。
- 階段に手すりや滑り止めを付ける。
- 廊下・階段に常夜灯をつける。
- よく使うものは台に乗らなくても手が届く場所に置く。
- 脚立や不安定な台に乗っての高所作業は出来るだけ行わない。
- ベッドにガード（柵）を取りつけ、ベッドの周囲の床には、衝撃吸収用マットを敷いておく。

ご家族など、周囲の方もいっしょに対策を考えましょう

「みんなで防ごう高齢者の事故！」（消費者庁）をもとに福井県作成

☑ こまめに体を動かし、筋力やバランスをとる能力の維持を心がけましょう

自宅でもできるちょっとした運動で体を動かしたり、座っている時間を減らし、立つ・歩く時間を増やすなど、筋力やバランスをとる能力、柔軟性を維持するようにしましょう。



参考：一般社団法人日本老年医学会「新型コロナウイルス感染症」高齢者として気をつけたいポイント

製品を選ぶとき・使うときの チェックポイント

製品による事故を予防するために、高齢者の特性や生活環境を踏まえて、安全に使用できる製品を選びましょう。

■高齢者自身が使いこなせる製品ですか？

筋力・視力・聴力が低下したり、感覚や刺激に対する反応が鈍くなったりして、うまく使用できなかつたり、警告音に気付かなかつたりする場合があります。

■ケアをしている人にも安全で使いやすいですか？

■誤使用した場合の安全対策がとられていますか？

本来の使い方でない場合や、高齢者がしそうな使い方でも安全な製品を選びましょう。

■どのような使用環境・使用状況を想定していますか？

使用環境にあった製品を選び、製品が有効に機能するように周辺の整理など環境を整えましょう。



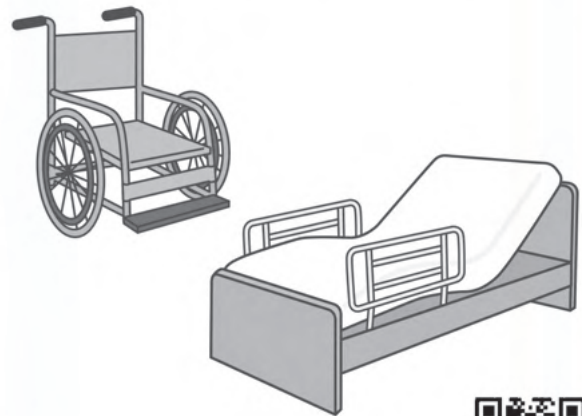
参考：高齢者製品事故防止に関するハンドブック(経済産業省)

リコール情報サイトも参考に

ベッド、車いす、歩行補助車、踏み台など高齢者が使用する製品の中には、転倒の原因となる不具合があることが判明し、**リコール**が行われている製品があります。

また、杖や手すり、ベッド用サイドレールなどの中にも、強度不足や事故等が原因で**リコール**が行われているものがあります。

消費者庁の「リコール情報サイト」では、介護用品や高齢者による事故が多い製品についてまとめて掲載していますので、確認してみてください。



ホームページはこちら

消費者庁「リコール情報サイト」



その商品、本当にコロナ予防に有効？



コロナ予防 効果の有無は



要確認!

コロナウイルスの予防効果を うたった商品にはご用心!

新型コロナウイルス予防商品の中には、客観性や合理性を欠くものもあります。健康食品、除菌スプレーなど、効果の根拠がない商品にご注意ください。

- コロナウイルス予防商品の広告などを安易に信じないようにしましょう。
- 効果について、その根拠をよく確かめるようにしましょう。
- 真偽がわからない情報を SNS などでむやみに拡散しないようにしましょう。

心配だなと思ったら
遠慮なくご相談ください!






出典：消費者庁HP

エシカル消費ってなに？

エシカル消費とは、地域の活性化や雇用などを含む、人・社会、地域、環境に配慮した消費行動です。私たち消費者が、日々の買い物を通して、社会的課題の解決のために何ができるのかを考えてみることで、これがエシカル消費の第一歩です。（※エシカル＝倫理的・道徳的）

私たちが商品・サービスを選択する際には、「安全・安心」「品質」「価格」だけでなく、「何かのために」になっているか」という基準を持つことも大切です。

ちょっと意識してみよう

商品・サービスを選択するとき	買い物をするとき	買ったものを使う・処分するとき
<p>この商品は誰がどこでどのように作り、どうやってここまで運ばれてきたのでしょうか。環境にやさしいか、人の暮らしが守られているかなどを、表示や説明を参考に選びましょう。 「買わない」という選択もエシカル消費です。</p> 	<p>その商品が必要な人は他にもいることを想像して、必要な分だけを買うようにしましょう。 お店の人に商品のことなどを聞くときは、相手の状況も考えて、気持ちのよい態度で接しましょう。</p> 	<p>一度使用した後も、シェアやリサイクルなどをして、資源を大切に長く使いましょう。 本来であれば廃棄されるものから新しいものを作り出す「アップサイクル」という方法「もあります。</p> 

「みんなの未来にエシカル消費」（消費者庁）をもとに福井県作成



在宅学習で消費者力UP! 受講者大募集!

くらしの講座 オンライン講座

参加費 無料

定員 各回30名(先着順)

専門家を講師に、最新の消費生活の問題について学びましょう!

開催日時	講座テーマ・講師	概要
10月29日(金) 18:30~20:00 トワイライトセミナー	ひも解く! SDGs 今こそ私たちの行動がカギ 食品ロス削減アドバイザー 福田かずみ 氏	SDGs初心者でもわかりやすく、身近な食べものから、持続可能な開発目標を紐解きます。私たち生活者の行動がカギになる環境問題。そこには、どんなアプローチが必要なのでしょう。
11月3日(水・祝) 13:30~15:00	身につけよう! 生活に必要な金融の知識と判断力 (公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会(NACS) 西日本支部消費者教育研究会 代表 消費生活アドバイザー 田村 富美 氏	現代の社会では、誰であっても、生涯にわたって様々な金融商品と関わりを持つこととなります。社会人として経済的に自立し、より良い暮らしを送るために、金融に関する知識と判断力を身につけましょう。
11月13日(土) 13:30~15:00	アフターコロナを生き抜くための知恵 ~損をしたくない人の心理学~ 株式会社オフィス・リベルタス 経済コラムニスト 大江 英樹 氏	時代の変化が激しくなるにつれて、複雑さを増してきた世の中の経済活動。今こそ経済の知識が強い味方。人生において大きな失敗をしないためにも行動経済学の視点から学び、知識だけではなく、生活の知恵を身につけましょう。

講座参加の流れ

- ①ホームページ (<http://www.kuranavi.jp/>) からお申込みください。(各講座の5日前まで※定員になり次第締切)
- ②限定公開講座の「招待メール」を事前にお送りします。
- ③講座開始時間に「招待メール」をクリックして受講を開始してください。



ホームページはこちら

Q くらナビ

お問合せ先

公益社団法人ふくい・くらしの研究所

〒910-0842 福井市開発5丁目1603番地 [電話] 0776-52-0626 [受付時間] 平日9:00~18:00

※「くらしの講座」は、福井県が公益社団法人ふくい・くらしの研究所に委託して実施しています。

福井県消費生活センターでは、実際の相談事例をもとにした記事を新聞で連載しています。ぜひご覧ください。

- 福井新聞「教えて! 相談員さん」(毎週水曜日)
- 福井新聞「ふくい生活相談実験室」(毎月掲載)
- 朝日新聞(福井版)「くらし110番」(隔週金曜日)
- 県民福井「暮らしワンポイント」(隔月掲載)
- 中日新聞「暮らしワンポイント」(隔月掲載)



県消費生活センターHP

※バックナンバーは、消費生活センターのホームページに掲載しています。また、メールマガジンやフェイスブックでも配信しています。

消費生活トラブルに関する

専門家による相談会

無料

要予約

開設時間 / 14:00~16:00

10~12月の開設日

分野	10月		11月		12月	
福井弁護士会 (法律)	5日(火)	県消費生活センター	2日(火)	県消費生活センター	7日(火)	県消費生活センター
	14日(木)	県嶺南消費生活センター	11日(木)	県嶺南消費生活センター	9日(木)	敦賀市消費生活センター (0770-22-8115)
	20日(水)	勝山市消費者センター (0779-88-8103)	17日(水)	県消費生活センター	15日(水)	県消費生活センター
司法書士(法律)	28日(木)	県嶺南消費生活センター	25日(木)	県嶺南消費生活センター	23日(木)	県嶺南消費生活センター
福井県建築士会(建築)	18日(月)	県消費生活センター	-	-	-	-

※事前に申込みが必要です。申込受付は、県・嶺南の消費生活センターまでご連絡ください。
10月20日(水)、12月9日(木)の申込受付は、開催場所の市でもできます。

消費生活のご相談は…

土日でも相談を受け付けています

新型コロナウイルス感染症対策にご協力をお願いします。



福井県消費生活センター

〒910-0858 福井市手寄1丁目4-1 (AOSSA7階)

☎ 0776-22-1102

FAX 0776-22-8190

福井県嶺南消費生活センター

〒917-0069 小浜市小浜白鬚112 (白鬚業務棟3階)

☎ 0770-52-7830

FAX 0770-52-7831

受付時間 / 9:00~17:00 (祝日・年末年始を除く)

※嶺南消費生活センターは第3日曜日が休館日です



ホームページ

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shohic/index.html>

福井県 消費生活

検索



フェイスブック

<https://www.facebook.com/pref.fukui.cac/>

※市消費者センター、町相談コーナーでも相談を受け付けています。

消費者ホットライン

局番なし

188

福井県消費生活センターや市消費者センターなどの相談窓口につながります。音声ガイダンスが流れますが、操作が分からない場合はそのままお待ちいただければつながります。
※携帯電話からの通話は無料通話の対象外です

発行

福井県安全環境部県民安全課

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

☎0776-20-0287 FAX0776-20-0633



@AnshinFukui

安全安心ふくい
ツイッター

消費に関する安全安心の情報を発信しています。ぜひ、フォローしてください。

発行日 / 令和3年9月